

シンガポールへの輸出に必要な証明書の発行条件及び手続きについて

第1 シンガポール向けの証明書発行の対象となる食品

日本からシンガポールへ輸出する別表1の食品（日本で産出され、又は、日本から発送される食品（直接又は加工後に食されることを意図した産品）であって水産物以外のものをいう。）

※ 水産物（加工品含む）については、水産庁において証明書を発行いたします。

※ 別表1中のHSコードについては、県庁HP内のリンク《HSコードに関する情報》等を参考に、対象食品の確認をお願いします。

第2 証明書の発行要件

以下の1又は2のいずれかの要件を満たす食品に証明書を発行することとする。

- 1 平成23年3月11日より前に、生鮮食品にあつては収穫、加工食品にあつては加工されたものであること。
- 2 シンガポール政府が輸入一時停止措置を実施している別表2の対象県原産の対象産品以外の産品であること。また、当該産品の原産県の記載も必要。

第3 証明書の申請手続き

- 1 証明書の発行を申請する者は、以下の（1）から（5）に掲げる書類を宮崎県農政水産部農政企画課ブランド・流通対策室宛に提出する。

（1）証明書発行申請書（別記様式1）

（2）シンガポール政府への輸出申請書（別記様式2）

（3）第2の1に該当する場合は、収穫又は加工の製造年月日を証明することができる書類（※）

（4）第2の2に該当する場合は、収穫又は加工された都道府県を証明することができる書類（※）

（5）シンガポールへの輸出申請書記載事項を確認することができる書類（※）

※印については別紙2「証明書の発行を申請する者が提出する書類等について」を参照。

- 2 宮崎県農政水産部農政企画課ブランド・流通対策室は、1の（3）又は（4）の内容、1の（5）と輸出申請書記載事項が合致することを確認の上、別記様式2に署名押印することにより、証明書を発行する。

第4 申請先

宮崎県農政水産部 農政企画課ブランド・流通対策室 流通市場担当

第5 特別な場合における国による証明書の発行

- 1 以下のような特別の場合にあつては、国（地方農政局を含む。）が証明書を発行するものとする。

（1）申請する対象品目が水産物である場合

（2）被災により証明書の発給が事務的に困難となっている県への申請者である場合

（3）その他国の関与が必要と認められる場合

- 2 1の（3）の「その他国の関与が必要と認められる場合」については、都道府県が国（地方農政局を含む。）と協議して決定するものとする。

証明書の発行を申請する者が提出する書類等について

(別紙1 第3の1 関係)

1 収穫又は加工の製造年月日を証明することができる書類

(平成23年3月11日より前に収穫または加工されたものである場合に該当)

(1) 生鮮食品

①生産者自身が輸出する場合

- ・生産年月日及び生産量が確認可能な生産・出荷記録等の写し
- ・誓約書(別記様式3)

②生産者以外が輸出する場合

- ・仕入先等が発行し、当該仕入先等の代表者の記名押印がある収穫年月日証明書

(2) 加工食品

- ・主原料の仕入先等が発行し、当該仕入先等の代表者の記名押印がある最終加工(製造)年月日及び加工(製造)量が確認可能な記録簿等の写し
- ・誓約書(別記様式4)

2 収穫又は加工された都道府県を証明することができる書類

(平成23年3月11日以降に収穫または加工されたものである場合に該当)

(1) 生鮮食品(一次産品)

①生産者自身が輸出する場合

- ・生産年月日、生産量が確認可能な生産・出荷記録等の写し
- ・誓約書(別記様式3)

②生産者以外が輸出する場合

- ・仕入先等が発行し、当該仕入先等の代表者の記名押印がある原産地証明書等

(2) 加工食品

- ・主原料の仕入先等が発行し、当該仕入先等の代表者の記名押印がある原産地証明書等
- ・最終加工(製造)場所が確認可能な当該加工(製造)施設の登記簿謄本の写し
- ・誓約書(別記様式4)

【留意事項】

- ※ 生鮮食品は、野菜、果実、食肉および牛乳を示し、加工食品はこれらを原料として加工(製造)された食品を示します。
- ※ 宮崎県内で生産された食品の申請に限り受付可能です。
- ※ 状況に応じて、上記以外に必要な書類を求める場合があります。
- ※ 詳細については、別添「シンガポール向け証明書発行申請にかかる提出書類例一覧」を参照ください。

シンガポール向け証明書発行申請にかかる提出書類例一覧

輸出製品の条件		提出書類	書類
(一次鮮加工品)	生産日 ¹⁾ が3/11より前	生産者自身が輸出する場合	③生産年月日及び生産量が確認できる記録簿等の写し ④誓約書(別記様式3)
	生産日 ¹⁾ が3/11以後	生産者(上記)以外が輸出する場合	
		生産地が12都県 ²⁾ 以外	
		生産地が12都県	
加工食品	加工日 ¹⁾ が3/11より前	①発行申請書(別記様式1) ②証明書(別記様式2)	④最終加工(製造)年月日及び加工量が確認できる記録簿等の写し
	加工日 ¹⁾ が3/11以後	主原料 ³⁾ 生産日が3/11より前	③誓約書(別記様式4) ④主原料の生産日及び仕入量が確認できる書類 ⁴⁾ ⑤最終加工(製造)場所が確認できる当該加工(製造)施設の登記簿謄本の写し
		加工地が12都県 ²⁾ 以外	④主原料の生産地及び仕入量が確認できる書類 ⁴⁾ ⑤最終加工(製造)場所が確認できる当該加工(製造)施設の登記簿謄本の写し
	加工地が12都県	主原料生産地が3/11以後、かつ主原料生産地が12都県	

1) 生産日＝収穫日 加工日＝輸出される形態に製造(パッキング)された日

2) 12都県＝福島県、群馬県、茨城県、栃木県、宮城県、山形県、新潟県、長野県、山梨県、埼玉県、東京都及び千葉県

3) 主原料＝主な原料上位3種類程度

4) 主原料の生産日(生産地)及び仕入量が確認できる書類＝(例)主原料の仕入先等が発行し、当該仕入先等の代表者の記名押印がある原産地証明書(様式自由)。

(別記様式1)

シンガポール向け輸出食品等（水産物を除く。）の輸出に関する証明申請書

年 月 日

宮崎県農政水産部長 殿

申請者 住所

氏名

印

私は、本要領別記様式1に基づく証明書について、裏付け証明をお願いしたく、別添のとおり、関係書類を添付して申請します。

なお、上記裏付け証明については、法令に基づく措置ではないことにつき了解しており、当該裏付け証明を行ったことに基づき、貴県及び証明者に対し何らかの請求を行う権利を有しないことを確認します。

(別記様式3)

シンガポール向けに輸出する食品に関する証明書の申請手続きに係る誓約書

年 月 日

宮崎県農政水産部長 殿

申請者 住所

氏名

印

証明書の申請を行う生鮮食品は、下記のものであることに相違ありません。

記

- 1 平成23年3月11日より前に収穫されたものであること。
- 2 平成23年3月11日以降に収穫された生鮮食品であり、下表に該当しないものであること。

(※ いずれかの番号に○を付けること。)

表：輸入一時停止産品（生鮮食品）

牛乳	福島県、茨城県、栃木県、群馬県で生産されたもの
食肉	福島県、茨城県、栃木県、群馬県で生産されたもの
果実	福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、千葉県、神奈川県、静岡県及び兵庫県で生産されたもの
野菜	福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、千葉県、神奈川県、静岡県及び兵庫県で生産されたもの

(別記様式4)

シンガポール向けに輸出する食品に関する証明書の申請手続きに係る誓約書

年 月 日

宮崎県農政水産部長 殿

申請者 住所

氏名

印

証明書の申請を行う加工食品は、下記のものであることに相違ありません。

記

- 1 平成23年3月11日より前に宮崎県内で加工（製造）されたものであること。
- 2 平成23年3月11日以降に宮崎県内で加工（製造）されたものであり、主原料の生産日が平成23年3月11日より前であること。
- 3 平成23年3月11日以降に宮崎県内で加工（製造）されたものであり、主原料の生産地が下表に該当しないものであること。

(※ いずれかの番号に○を付けること。)

表 輸入一時停止産品（加工食品）

乳製品	主原料が福島県、茨城県、栃木県、群馬県で収穫されたものである場合
食肉加工品	主原料が福島県、茨城県、栃木県、群馬県で収穫されたものである場合
果実加工品	主原料が福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、千葉県、神奈川県、静岡県及び兵庫県で収穫されたものである場合
野菜加工品	主原料が福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、千葉県、神奈川県、静岡県及び兵庫県で収穫されたものである場合